



INWEPF/2015

4-November-2015

国際水田・水環境ネットワーク

規約（仮訳）

国際水田・水環境ネットワーク第12回運営会議

2015年11月4日
スリランカ、ネゴンボ

国際水田・水環境ネットワーク規約

第1条 目的

第1条1 国際水田・水環境ネットワーク（INWEPF）のゴールは2003年3月21日に開かれた「水と食と農」大臣会議で採択された3つの挑戦「食料安全保障と貧困軽減」「持続可能な水利用」「パートナーシップ」を具現化することである。

第1条2 3つのチャレンジを具現化するために、INWEPFは知識の交換及び能力開発に資するワークショップ、シンポジウム含む多様な活動を通じ、生態系に十分配慮した農村開発を実施する上で不可欠である水田農業におけるより良い水管理を促進する枠組みを提供するために設立された。

第2条 メンバーシップと参加形態

第2条1 パートナーシップを強化することを通じて INWEPF の目的を共有するコメ生産国及び地域、国際機関、研究機関及びドナーは、INWEPF の参加権利を有し、運営会議での承認を持ってメンバーとなる。

第2条2 水田における水管理及び環境保全について知見と経験を有するメンバーである政府関係者、研究者、学識経験者及び個人は INWEPF の活動に積極的に参加することが期待される。

第2条3 地域活動を活発化するために、各メンバーは必要に応じ既存の組織を活用し INWEPF の国内委員会を適宜設置することが望まれる。

第2条4 国内委員会は INWEPF の連絡窓口として、また INWEPF に関連する地域活動の調整機関としての機能を期待される。

第2条5 すべての INWEPF メンバー間における十分かつ迅速な情報共有のため、INWEPF の公式ウェブサイトの設置を推奨する。それぞれの INWEPF メンバーは INWEPF の目的のために何らかの行動を起こすとき、ニュースレター発行事務局に情報提供する。ニュースレター発行事務局はその情報をすべての INWEPF メンバーに発信する。

初期段階では、INWEPF 日本委員会が INWEPF 公式ホームページの設置と管理を行うものとする。

第3条 運営会議

第3条1 運営会議は INWEFP の全体枠組み、戦略、活動計画を決定し、かつ活動成果を承認する執行機関である。

第3条2 運営会議はメンバーである国／地域、国際機関、研究機関及びドナーの代表で構成される。

第3条3 INWEFP の主な課題と活動（特別ワーキンググループ及びワークショップ等）は、運営会議にて決定される。また、上記活動の成果は運営会議に報告及び承認される。

第3条4 運営会議は少なくとも年に1回開催され、メンバーから主催者を選びボランティアベースで運営する。

第3条5 運営会議と次回の運営会議の間は、コミュニケーションを図る手段として e メールを活用する。

第3条6 当年度の運営会議終了後、翌年度の運営会議の主催を決定した国内委員会の事務局が次の会議の準備をしなければならない。

第3条7 上記国内委員会は、海外の参加者から登録料を徴収することが出来る。

第4条 ワークショップとシンポジウム

第4条1 ワーキンググループの活動を補足及び強化するために、ワークショップを INWEFP の「現実の」会議として位置づける。

第4条2 シンポジウムは INWEFP で蓄積された知見及び重要な活動成果を一般に広めるため、適宜開催される。

第5条 ワーキンググループ

第5条1 必要に応じて特定の課題に対処する共同作業体である特別ワーキンググループを運営会議の承認を持って編成することができる。

第5条2 ワーキンググループは、INWEPF での議論を深め活動を促進するために編成される。ワーキンググループの活動は、世界水フォーラム等の国際及び地域の対話に対する INWEPF 活動成果発信の準備作業も含む。

第6条 財政

第6条1 INWEPF の活動は、原則としてメンバーからの自発的な貢献により財政が賄われる。

第6条2 INWEPF は国際機関、援助機関及び他のドナーを含む資金源を探すものとする。

第7条 施行、失効、修正

第7条1 これらの規約は2004年11月2日に施行し、その効力は運営会議で失効されない限り続く。

第7条2 これらの規約は運営会議の合意により、適宜修正及び失効される。

第7条3 メンバーは運営会議の30日前までに文書を提出することで脱退が可能である。